

屋外広告物に関する連携協定書

京都府（以下「甲」という。）と京都府広告美術協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、京都府内（京都市を除く。以下同じ。）における屋外広告物の安全対策の促進及び良好な景観を形成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- 京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第30号。以下「条例」という。)で定める屋外広告物制度の周知啓発
 - 屋外広告物の安全対策に関する周知啓発
 - 乙は甲に対し、屋外広告物の安全対策に関する技術的な助言及び情報提供を行うものとし、必要に応じて、甲の要請を受け京都府内市町村へ助言等を行うことができるものとする
 - 広告景観フォーラムを年1回以上開催し、京都府内市町村及び屋外広告業者(条例第16条の8第1項又は第3項の規定により登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。)における屋外広告物の安全性の向上に対する意識の向上に努めること
 - その他屋外広告物の安全対策の促進及び良好な景観の形成に資すること
- 2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、適宜協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月26日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府
知事 西脇 隆俊

乙 京都市中京区壬生西土居ノ内町
20番地5ホンダビル3階
京都府広告美術協同組合
理事長 児玉 雅人